

Topics

中国税務最新動向

中国税務最新動向

中税諮詢集団 シニアパートナー 王銳 著
ノベル国際コンサルティング パートナー 高木慎一 監修

★非貨幣性資産を用いた投資に係る企業所得税政策問題に関する通知（財税〔2014〕116号、2014年12月31日発布、2014年1月1日施行）

各省、自治区、直轄市、計画単列市財政庁（局）、国家稅務局、地方稅務局、及び新疆生産建設兵团財務局：

「企業の合併・再編の市場環境の更なる改善に関する國務院の意見」（國發〔2014〕14号）を徹底するため、企業所得税法及び同実施条例の関連規定に基づき、非貨幣性資産を用いた投資に係る企業所得税の取扱いを、次のように定める。

一、居住者企業（以下、「企業」とする）は、非貨幣性資産を用いた对外投資について、非貨幣性資産に係る譲渡所得を5年を超えない期間で均等に按分し、その按分した後の金額をその期間内の各事業年度の課税所得とすることができます。

二、企業の非貨幣性資産を用いた对外投資に係る譲渡所得の金額は、当該非貨幣性資産について公正に評価を行い、当該評価による価額から取得価額を控除した後の残額とする。

また、当該对外投資に係る譲渡所得は、投資協議が発効し、かつ持分登記手続を行った時に生じたものとみなす。

三、企業が非貨幣性資産を用いた对外投資により取得する被投資企業の持分の取得価額は、当該非貨幣性資産の税務上の帳簿価額とし、毎事業年度において生じたものとみなされる非貨幣性資産譲渡所得の金額は、当該持分取得価額に加算する。

被投資企業が取得する非貨幣性資産の取得価額は、当該非貨幣性資産の公正価値に基づく価額とする。

四、企業が、对外投資後5年以内に三、に係る持株を譲渡した場合、または出資の払い戻しを受ける場合においては、その非貨幣性資産に係る譲渡所得については、課税の繰延を停止する。

また、当該譲渡所得のうち、いまだ生じたものとみなされていない部分に相当する金額については、その全額を、その持分の譲渡または出資の払い戻しが行われた日の属する事業年度に係る

所得とみなして、課税金額及び税額を計算する。なお、企業が持分の譲渡等に係る所得を計算する場合においては、本通知第三条第一項の規定に基づき、当該持分の取得価額を一括して加算調整することができる。

企業が对外投資後5年内に清算する場合においても、その非貨幣性資産に係る譲渡所得については、上記の持分の譲渡等の場合と同様に、課税の繰延を停止し、いまだ生じたものとみなされていない部分に相当する金額については、その全額をその清算の日の属する事業年度に係る所得とみなして、課税金額及び税額を計算する。

五、本通知における非貨幣性資産とは、現金、銀行預金、売掛金、受取手形および満期保有目的債券その他の貨幣性資産以外の資産をいう。

本通知における非貨幣性資産を用いた对外投資とは、非貨幣性資産をもって新規設立する居住者企業に出資すること、または非貨幣性資産をもって既存の居住者企業に対して追加出資することをいう。

六、企業に非貨幣性資産を用いた投資が発生した場合において、当該投資が「財政部 国家稅務總局 企業再編業務に係る企業所得税処理の若干の問題に関する通知」（財税〔2009〕59号）等の規定における特殊税務条件を満たすときは、当該投資については、特殊税務処理規定に基づき処理することができる。

七、本通知は2014年1月1日より施行する。ただし、本通知公布前に発生した未処理の非貨幣性

Topics

ができる。

財政部 国家稅務總局
2014年12月31日

★文化に係る役務の提供の輸出等を支援するための營業税に係る政策に関する通知（財税〔2014〕118号、2014年12月30日発布、2015年1月1日施行）

各省、自治区、直轄地、計画単列市財政庁（局）、地方稅務局、及び北京、チベット、寧夏、青海省（自治区、直轄市）の国家稅務局、並びに新疆生産建設兵团財務局：

營業税に係る政策について以下のように通知する。

一、《对外文化貿易の発展を促進することに関する國務院意見》（國發〔2014〕13号）の主旨を徹底するため、納稅者が国外の法人または個人に対して、国外で行われる次の役務の提供については、營業税を免除する。

- (一) 文化財、遺跡等の修復・保護に係る役務の提供
- (二) 國家級無形文化遺産リストにある伝統医薬治療保健に係る役務の提供

二、《介護サービス業の発展を促進することに関する國務院の意見》（國發〔2013〕35号）の主旨の徹底及び税制政策による介護サービス分野に対する民間資本の投資促進に対する更なる支援のため、介護事業所が行う介護サービスに係る現行の營業税に係る免税政策について、次のように規定する。

介護事業所とは、《介護事業所設立許可法》（民生部令第48号）により設立され、かつ、適法に登記された、高齢者に対する集合住宅サービス、ケアサービスを提供する各種介護事業所というものとする。

介護サービスとは、当該介護事業所が、《介護事業所管理法》（民生部令第49号）の規定に基づき、高齢者に対して提供する生活ケア、リハビリ看護、精神ケア、娯楽その他これらに類する役務の提供をいうものとする。

三、《財政部 国家稅務總局 教育に係る役務の提供に対する營業税の徴収管理強化に係る問題に関する通知》（財税〔2006〕3号）第一条（三）項については、次のように修正する。

※本記事は、中国政府、國家稅務總局及び地方稅務局が発布した法律、政令及び通達に関して、中税諮詢集団（以下、「CTAC」といいます。）が作成・和訳したものを、ノベル国際コンサルティング（以下、「ノベル」といいます。）が監修したもので、概略的な内容を紹介する目的で作成したもので、記事中の見解や意見は著者個人のものであり、内容の正確性及び本記事内容に対する権限ある当局の認容を保証しません。また、CTAC及びノベルは本記事の情報を用いて行う一切の行為及びそれにより生じたいかなる損害にも何ら責任を負うものではありません。

財政部 国家稅務總局
2014年12月30日